

第5回市民自治推進会議（7/2） 市民投票制度の基本的事項検討結果

検討項目	生駒市市民自治推進会議
(1) 制度の形態	常設型
(2) 対象事項	市長は、重要事項の判断がしにくい場合は、第三者機関の意見を聴くことができる。
(3) 発議権	市民・市長・議会の三者
(4) 市民発議の請求要件	1/6
(5) 議員発議の請求要件	自治法どおり議員定数の1/12以上の提案で過半数議決
(6) 市長発議の請求要件	自ら発議できる。 ただし、案件により第三者機関に意見を聴くことができる。
(7) 年齢要件	18歳以上
(8) 外国人の扱い	特別永住者（日本との平和条約）と一般永住者（在留期間が無期限）に加え、三年以上日本に定住している外国籍を有する人（ただし、日本国籍との二重国籍者を除く）も対象とする。
(9) 投票の形式	二者選択
(10) 投票の成立要件	成立要件としては設けない。
(11) 投票結果の尊重	諮問型となることから、投票結果については拘束力は持たないことから、尊重義務とする。 ただし、「投票結果の尊重」として、投票率の多い少ないにかかわらず、開票を行い、その結果について一定に絶対得票率（市民投票において過半数を占めた選択肢に対する投票者総数/投票資格者総数・・・4分の1）以上の意見を尊重する。
(12) 尊重義務	市民・議会・市長の三者 市民についても事実を深く認識し行動することであるため、市民もいれる。
(13) 投票日	基本単独とする。